

厚生労働大臣
加藤 勝信 殿

全国金融労働組合連合会
中央執行委員長 中島 康隆

要 請 書

労働環境等の改善に向けた貴省のご努力に敬意を表します。

長時間過密労働、健康への配慮に欠けた環境で働く労働者も多く、過労死・過労自死も後を絶ちません。労働者の人権だけでなく、経済政策としても、労働者の状態の改善は緊急の課題です。

「働き方改革」は、残念ながら私たちの期待を裏切るものです。裁量労働制と8時間労働制を比較したデータ問題は推計の仕方も比較の仕方も完全に誤っていたもので、労働組合として到底許せないものです。

裁量労働制で働く方が長時間労働となる傾向は明らかです。また、労働者に「裁量」などないことも、現場の実態を見れば明らかです。あらかじめ一定の時間を働いたと「みなす」制度が問題です。割増賃金を払わないで労働者を使えるとすれば、使用者としては「定額働かせ放題」の制度に映るのは当然です。

高度プロフェッショナル制度は、労働時間規制を外し、「究極の働かせ放題」になります。1日24時間、256日労働させ、年間1800時間どころか6000時間を超える労働をさせても違法でないことが問題です。

上限規制を導入しますが、極めて忙しい月は100時間未満、隔月の平均は80時間という上限です。60～100時間で過労死認定されているのに、今回の案は過労死が発生するまでお墨付きを与えるものです。

同一労働同一賃金も、将来の転勤の可能性などを理由に、賃金格差を温存する法律となっています。

このように今回の「働き方改革」法案は、現行法の欠陥をそのままにしたもので、とても「改革」という中身ではありません。

人の命と健康を守るべき貴省が、本来の使命を忘れたかのように、「総理のご意向」を忖度していたのでは、労働者は守れません。つきましては金融労働者の労働環境の改善に向けて、下記事項の実現を要請します。

記

1. 更なる長時間労働を招く「働き方改革」関連法案は貴省の責任で白紙撤回させ、労働環境の悪化をもたらすおそれのある働くルールの改悪を行わないこと。
2. 管理監督者の範囲（昭和52年2月28日基発第105号）を逸脱した「名ばかり管理監督者」として、残業代を支払わないような企業に対し、実効性のある厳格な指導をすること。
3. 貴省が平成29年1月20日に発出した「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」を遵守させ、休日や就業時間外の研修、早朝清掃など労働時間として扱い、適正に労働時間を管理・把握するよう各金融機関に対し監督・指導を強化し、業界全体から不払い残業をなくすこと。
4. 労働基準行政の各専門分野（監督、安全衛生、労災補償）を支える労働基準監督官、厚生労働技官、厚生労働事務官を増員すること。
5. 「労働契約法」の趣旨を踏まえ、非正規労働者に対する正規労働者との賃金および職場環境における差別改善と雇用確保に向けて指導すること。
6. 過労死やメンタル不全などを防ぐため、長時間労働や全てのハラスメント等の解消をすすめ、労働者の心身両面にわたる健康保持等について、啓蒙活動に留まらず具体的な施策を講じること。
7. 希望者全員の65歳までの雇用確保と定年再雇用者の劣悪な労働条件の改善に向けて指導すること。
8. 2018年4月から義務化された無期雇用への転換について違法・脱法行為のないよう指導すること。
9. 定年再雇用拒否（渡島信金）、不当解雇（福井信金）による労働争議を長期間放置することなく、労働組合との話し合いで速やかに解決するよう各企業に対し指導すること。

以 上